

高校生留学促進補助事業補助金申請要領

【事業目的】

県内高校生における海外留学の促進、国際理解教育の推進をとおして、地域や県内企業を支え、宮崎から世界へ挑戦するグローバル人材の育成を目指す。

【事業概要】

1. 事業の内容

個人による語学研修等を含む、海外短期留学（以下「留学」とする。）に要する経費にかかる自己負担額に対し補助する。ただし、他の団体等から交付された又は交付される補助金等がある場合は、その補助金等の額を控除した額とする。

※海外短期留学：語学等の研修や国際交流等のために外国の高等学校や語学研修所等において学習したり、または交流事業等に参加したりすることを目的とするもの。
ただし、海外修学旅行、学校単位での海外研修、家族旅行、海外在住の家族・親類宅に滞在する場合は本補助事業対象外とする。

2. 事業対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に完了する留学。

3. 補助額

10万円を上限とする。

4. 補助対象者

宮崎県高校生留学支援事業補助金交付要綱 第2条のとおり。

5. 申請受付期間

留学を行う時期により、下記のとおり最終提出期限を設けることとする。

ただし、原則、留学開始日より前に申請を行うこと。

	申請書提出最終期限
夏休み期間に行うもの	令和6年7月10日（水）必着
冬休み期間に行うもの	令和6年12月2日（月）必着
春休み期間に行うもの	令和7年3月3日（月）必着

校内めざり
6/28 17:00
11/22 17:00
2/14 17:00

※上記以外の期間で留学を行う場合や、留学時期等により申請受付期間に間に合わない場合などは、学校を通して高校教育課へ連絡すること。

6. 選考方法

学校推薦書及び提出書類等により県教育委員会が決定

7. 海外旅行傷害保険について

留学中に係る様々なトラブル、事故や病気等について、県では責任を負いかねるが、高額な費用が必要となるケースがあるため、各自、十分な補償内容の海外旅行傷害保険に加入すること。

8. 問合せ先（書類提出先）

〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号

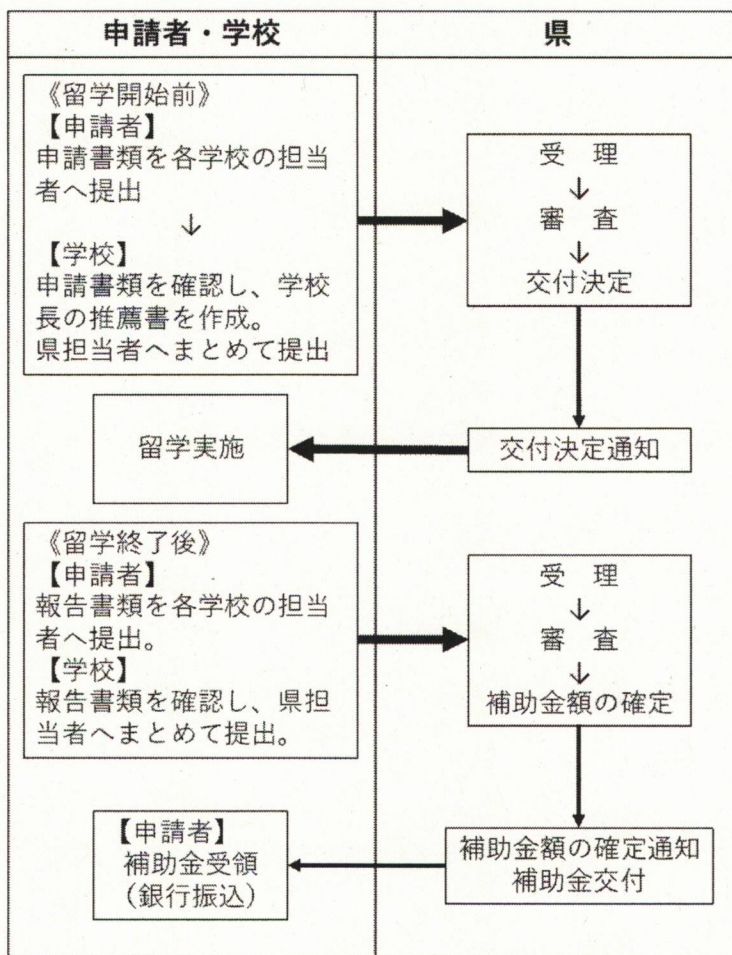
宮崎県教育庁高校教育課 留学補助金担当 尾崎 電話：0985-24-1133

受付時間：平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

電子メールによる提出の場合：ozaki-minami@pref.miyazaki.lg.jp

(TEL -)

【申請から補助金交付までの流れ】



【提出書類（申請書類・報告書類）について】

1. 申請書類の作成については、記入例をよく読んで作成すること。
2. 手書きの場合は、黒ボールペンを使用すること。鉛筆や消せるボールペンは使用できません。
3. 訂正箇所がある場合は二重線で訂正してください。修正テープや修正液の使用はできません。
4. 提出書類はコピーを保管しておいてください。